

総会出席者名簿

同窓会役員

	役職	氏名	卒年度
1	会長	高山 文雄	昭42
2	副会長	鈴木 崇之	昭42
3	副会長	手塚 弘子	昭42
4	幹事長	糸川 守久	昭40
5	副幹事長	吉葉 幸雄	昭46
6	副幹事長	石原真由美	昭63
7	副幹事長	中村 剛	平3
8	常任幹事	上田久美雄	昭40
9	常任幹事	島田 繁雄	昭42
10	常任幹事	川又 明	昭42
11	常任幹事	大関 修也	平22
12	常任幹事	中村 弘視	昭61
13	会計	鈴木 省吾	昭41
14	会計監査	糸川 郁男	昭53
15	会計監査	臼井 章夫	昭45
16	庶務	糸川 均	昭50
17	庶務	大垣 佳昭	昭54

事務局

1	顧問	江田 裕之 校長
2	事務局長	菊地 敬 教頭
3	庶務	板子 宏 教務主任

3名

令和2年度同窓会総会

(進行 板子 宏 教務主任)

- 1 開会のことば (副会長)
- 2 同窓会長挨拶 (会 長)
- 3 南犬飼中学校長挨拶 (江田 裕之 校 長)
 ※ 議長選出 (高山 文雄 会 長)
- 4 議 事
 ① 令和元年度事業報告 (幹事長)
 ② 令和元年度会計決算報告 (会 計)
 ③ 会計監査報告 (会計監査)
 ④ 令和2年度事業計画 (案) (幹事長)
 ⑤ 令和2年度会計予算 (案) (会 計)
 ⑥ その他 (副会長)
 - ・ 平成3年度同窓生よりテント1張り寄贈がありました。
 - ・ 会則の一部改正について
- 5 閉会のことば

※ 資 料

- ① 南犬飼中学校同窓会会則
- ② 南犬飼中学校同窓会慶弔規定
- ③ 幹事名簿

令和元年度事業報告

期 日	場 所	内 容
R 元 . 6 . 2 2 (土)	南犬飼中校庭	運動会来賓出席
R 元 . 9 . 1 8 (水)	南犬飼中会議室	同窓会役員会
R 元 . 9 . 3 0 (月)	南犬飼中会議室	同窓会総会
R 2 . 3 . 9 (月)	南犬飼中体育館	同窓会入会式
R 2 . 3 . 1 0 (火)	南犬飼中体育館	卒業式来賓出席

令和2年度事業計画

(案)

期 日	場 所	内 容
R 2 . 6 . 2 2 (土)	南犬飼中校庭	運動会来賓出席 (中止)
R 2 . 9 . 1 8 (金)	南犬飼中会議室	同窓会役員会
R 2 . 9 . 1 8 (金)	南犬飼中会議室	同窓会総会 (役員会)
R 3 . 3 . 1 0 (水)	南犬飼中体育館	同窓会入会式
R 3 . 3 . 1 1 (木)	南犬飼中体育館	卒業式来賓出席

令和元年度会計決算報告

・収入総額	565,114 円
・支出総額	228,542 円
・差引残額	336,572 円

1 収入内訳

項目	決算額	備考
入会金	91,000 円	500円×182名(卒業生)
前年度繰越金	444,110 円	
寄付金	30,000 円	篤志寄付
雑収入	4 円	利子
収入総額	565,114 円	

2 支出内訳

項目	決算額	備考
会議費	0 円	
事務費	20,542 円	通信費等(切手・はがき代)
事業費	208,000 円	テント代(2張り)
支出総額	228,542 円	

上記のとおり、報告いたします。

令和2年 9月18日

壬生町立南犬飼中学校同窓会会長 高山 文雄

会計監査報告

会計諸帳簿各証票類について監査の結果、上記の決算に相違ないことを報告いたします。

令和2年 9月18日

壬生町立南犬飼中学校同窓会会計監査

糸川 郁男 白井 章夫

令和2年度会計予算

(案)

・収入総額	429,573 円
・支出総額	429,573 円
・差引残額	0 円

1 収入内訳

項 目	予 算 額	備 考
入 会 金	93,000 円	500円×186名(卒業生)
前年度繰越金	336,572 円	
雑 収 入	1 円	利子
収 入 総 額	429,573 円	

2 支出内訳

項 目	予 算 額	備 考
会 議 費	10,000 円	総会諸費用
事 務 費	20,000 円	通信費等(切手・はがき代)
事 業 費	208,000 円	テント代等 (2張り)
慶 弔 費	20,000 円	
予 備 費	171,573 円	
支 出 総 額	429,573 円	

上記のとおり、提案いたします。

令和2年 9月18日

壬生町立南犬飼中学校同窓会会長 高山 文雄

令和2年度同窓会役員

役職	氏名	卒業年度	役職	氏名	卒業年度
会長	高山文雄	昭42	会計	鈴木省吾	昭41
副会長	鈴木崇之	昭42	会計監査	糸川郁男	昭53
副会長	手塚弘子	昭42	会計監査	臼井章夫	昭45
幹事長	糸川守久	昭40	庶務	糸川均	昭50
副幹事長	吉葉幸男	昭46	庶務	大垣佳昭	昭54
副幹事長	石原真由美	昭63	庶務	板子宏	教務主任
副幹事長	中村剛	平3	顧問	江田裕之	校長
常任幹事	高山直也	昭57	事務局長	菊地敬	教頭
常任幹事	野澤馨	昭45			
常任幹事	中村弘視	昭61			
常任幹事	上田久美雄	昭40			
常任幹事	島田繁雄	昭42			
常任幹事	川又明	昭42			
常任幹事	大関脩也	平22			

同窓会幹事

年度	氏名(男性)	氏名(女性)	年度	氏名(男性)	氏名(女性)	年度	氏名(男性)	氏名(女性)
S22	藤榮昇		46	中川正人	大垣延子	7	木村武司	七海恵美子
23		大栗トミ	47	大栗行昭	神部(高橋)叔子	8	島田 紘	佐藤(高橋)梨絵
24	大栗俊	佐々木(高橋)ソメ	48		田中(中村)由理子	9	大鐘宏祥	中川知美
25	糸川寛	石島フク	49	田村好昭	吉葉和子	10	鈴木良輔	
26	赤羽根弘		50	糸川均		11	根本光一	高山瞳
27		早乙女キクエ	51	中田一正	関口(谷川)雅子	12	村上晋太郎	小嶋(高橋)夢
28		大垣(中村)道子	52	藤田亮	荒川(大栗)明美	13	大垣淳	増山紀代美
29		増山一枝	53	大栗昭彦	青木(福田)克枝	14	小林直樹	小久保麻実
30	野沢忠雄	斉藤(高橋)由紀子	54	手島隆志	佐藤寛子	15	成松翔太	中村麻里瑛
31		荒川和子	55	田崎善久	小出美穂子	16	伊澤徹	菊地由希子
32	刀川清満	斉藤(中村)美代	56	糸川栄治	小貫孝子	17	細井一輝	鮎田直美
33	石島巽	高野和子	57	鈴木正信	小島(大栗)佳苗	18	日下哲志	佐藤映里
34		水島秀代	58	中川江史	中村佳子	19	小熊優太	神永悠貴
35		細井(中村)キクエ	59	大久保忠	大畑照恵	20	藤巻宏将	井上秋穂
36	菊地一雄	田辺(中村)和子	60	臼井英寛	星出(高橋)陽子	21	糸川剛	加藤千晶
37	鈴木郁夫		61	鈴木利寿	大塚絢子	22	大関脩也	江田紗弥加
38	中村一雄	斉藤マツ	62	中村臣一	齋藤(大垣)美喜	23	大関浩平	篠原朱音
39	鈴木富夫		63	鈴木健司	志賀(大栗)静	24	福田駿斗	齋藤有加
40	渡辺康夫	馬場セツ子	H元	早乙女恵一	早乙女恵	25	小林辰矢	新井万里奈
41	田中孝男	野村(高橋)佳子	2	臼井克孔	篠原(高橋)陽子	26	小山康平	鈴木悠里
42	糸川富男	手塚(高橋)弘子	3	中村剛	松本(高橋)敦子	27	須藤新大	内村日南
43	糸川利雄		4	平石晃	染谷(高橋)恵子	28	野澤歩記	泉田実由奈
44	小平雅美	岡田(山井)基子	5	高山好成	糸川知子	29	上田智也	小林凜音
45	篠原善郎	江連(中村)澄子	6	角田裕志	北嶋(大垣)朋子	30	川田賢佑	佐々木彩花

南犬飼中学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、壬生町立南犬飼中学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦と母校の発展を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会の事務局を壬生町立南犬飼中学校内におき、会員名簿、役員名簿、会計簿、会誌等を常備する。

第 2 章 会員の資格

- 第 4 条 本会会員を分けて次のとおりとする。
- 1 正会員は南犬飼中学校卒業生とする。但し、転退学者も希望によって会員とする。
 - 2 賛助会員は、南犬飼中学校職員及び職員であったものとする。

第 3 章 事 業

- 第 5 条 本会は目的達成のため、次の活動を行う。
- 1 会員の親睦と互助提携に関すること。
 - 2 母校の各種行事への協力に関すること。
 - 3 新たに卒業する者への入会に関すること
 - 4 その他必要に認めた事項。

第 4 章 役 員

- 第 6 条 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 1 名、副会長 2 名、会員中から総会において選出する。
 - 2 幹事長 1 名、副幹事長 3 名、役員会の推薦を経て会長指名委嘱する。
 - 3 常任幹事（若干名）、会員中から選出し、会長指名委嘱する。
 - 4 幹事は、各年度の会員中から 2 名選出し、会長指名委嘱する。
 - 5 会計 2 名、会員中から 1 名選出し、他の 1 名は学校職員に会長が指名し委嘱する。
 - 6 会計監査 2 名、総会において会員中から選出する。
 - 7 庶務 3 名（会員中から 2 名選出し、他の 1 名は学校職員）、会長は役員会にはかり庶務をおくことができる。
 - 8 事務局に局長、同窓会係を本校職員から選出する。
- 第 7 条 役員任期は 2 年とし重任を妨げない。
- 第 8 条 役員会務分担をつぎのごとく定める。
- 1 会 長 本会を代表し会務を総理する。
 - 2 副 会 長 会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
 - 3 幹事長・副幹事長 幹事会の企画運営をする。
 - 4 常任幹事・幹事 第 5 条の活動をするのに必要な企画をし、随時会務を処理する。
 - 5 会 計 本会の会計を処理する。
 - 6 会計監査 本会の会計を監査する。
 - 7 庶 務 会長の指示により本会の事務を処理する。
 - 8 事 務 局 総会役員会の企画運営の補佐をする。また、会員名簿、役員名簿、会計簿、会誌等を管理保存する。

第 5 章 総会及び役員会・幹事会

- 第 9 条 本会は毎年、役員会・総会・幹事会を開くことを例とする。但し、会長は役員会にはかり臨時総会を招集することができる。なお、役員会をもって総会とすることができる。
- 第 10 条 総会の決議は出席会員の過半数の同意を要する。
- 第 11 条 役員会は次の役員をもって構成する。
- 第 12 条 幹事会は次の会員をもって構成する。
- 役員 幹事

第 6 章 顧 問

第 1 3 条 南犬飼中学校長を顧問に推載する。その他役員会にはかり顧問をおくことができる。

第 7 章 会 計

第 1 4 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。その決算は次期総会に報告するものとする。

第 1 5 条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

第 1 6 条 新入会員は、入会費として200円と終身会費として300円を入会時に納入するものとする。

第 8 章 付 則

本会則は総会の決議を経なければ変更することができない。

- 1 本会則は昭和32年4月1日より実施する。
- 2 本会は昭和49年4月28日変更し翌日より実施する。
- 3 昭和56年5月16日一部改正。
- 4 平成19年11月30日一部改正、変更、補足。
- 5 平成22年9月10日一部改正、変更。
- 6 平成25年9月6日一部改正。

南犬飼中学校同窓会会員慶弔規定

第 1 条 本会は壬生町立南犬飼中学校同窓会会員慶弔規定と称し、同窓会員、及びこれに準ずる者をもって会員とし、会員に慶弔があった時にその慶弔を共にし、会員の親睦を図ることを目的としている。

第 2 条 本会は、目的達成のために下の事業を行う。

- 1 会員が結婚したときは祝意を表すことができる。
- 2 会員が死亡したときは弔意を表すことができる。
- 3 会長および顧問が死亡したときは香料10,000円と生花1基を供え代表者が会葬する。
- 4 この他、緊急の場合は会長専決とし、事後承諾とする場合もある。

付 則

- 1 この規定は、昭和33年8月17日より施行する。
- 2 規定の変更は総会に於いて行う。
- 3 本規定は昭和49年4月28日変更し翌日より実施する。
- 4 昭和56年5月16日 一部変更
- 5 平成19年11月30日一部改正、削除
- 6 令和2年9月18日一部改正